第5回(仮称)大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時:平成20年1月18日(金)午後1時30分~

場 所:大口町役場 2階 第1会議室

■開会

[委員長あいさつ]

去年が序盤戦でいよいよ今年が本番という感じがしています。ぜひよろしくお願いします。皆さんには、地区懇談会等いろいろと無理をお願いし、ありがとうございました。地域でいろいろな意見を聞いていただいたことが大事なことと思っています。今日は、地区だけでなくいろいろな団体に対しグループインタビューを実施した経過報告がありますが、私たちもオブザーバーとして出席し直に声を聞くと、その場の空気が感じられ良いと思います。いずれにしましても、今日は、グループインタビューの経過報告、あるいは、地区懇の結果なども含めた骨子、骨子とはいっても、まだ骨子のそのまた概要ということで説明があります。ぜひ皆さんのご意見をいただきたいと思います。それから、今後の進め方について、私から提案がありますので、それについても皆さんにお伝えしたいと思っています。

※委員長より、「町民参加条例かわら版」の発行について説明。

[議 題]

(1) 町民参加のまちづくり地区懇談会の結果について

※主幹より、「配布資料1」に基づいて説明。

委員長

グループインタビューの結果をご覧になって、委員の皆さんはどうお考えになられるでしょうか。地区懇の結果も踏まえて、「人」のつながりが大事だということ分かります。地域内の人のつながり、新旧の人のつながり、グループインタビューでは、補助金に対して意見が出ています。これは活動促進の面からいろいろな試みがされていますが、まだ新しい制度と馴染んでいない部分があるようです。この情報は、地域振興課にも流してあげると、この意見を参考にして活かされるんじゃないかと思います。

委員

グループインタビューの結果から、「なるほど」と同感できる反面、「応援の仕組みが理解されていない」と感じています。実際に活動されている団体を対象にしているので、活動されていない人たちは、一体どう思っているのだろうという不安を抱きました。

課長

さくらメイトへのグループインタビューに同席しましたが、補助金制度の見直しについて、

「新中学校を造る資金に流すために補助金を絞ったんじゃないか」という声が聞かれました。 実際は、今までの事業を見直すことによって、全体的に緊縮財政を行う集中改革プランをきっかけに行ったものです。プランの内容は公開しているんですけれど、理解されていないということで、その場で説明をさせてもらいました。これからは、自分達が活動していることをきちんと説明して、それを審査してもらう流れになるんじゃないかいう話をしましたが、「それではやっていけないよ」と。普段から協働という言葉を使っていますが、「協働」の考え方がそれぞれ違っているように思います。

委員長

これから皆さんに議論していただかないといけないと思いますが、最終的には「地域内分権」ということになると思うんです。どのようにお金を地域に出して、それを自分達の活動と結びつけていただくか。町内会にポンと渡して適当に使ってくださいではいけません。やっぱりお金の使い方も、地域の皆さんがきちんと合意した形で使われるべきだろうと思うので、参加条例で、それをきちんと分かっていただける仕組みを作っていく必要があると思います。そういうところまで踏み込むとなるとかなり大変ではありますが。グループインタビューについても、もう幾つかお願いして、意見を聞きたいと思います。

主幹

※配布資料2」に基づいて説明。

委員長

地区懇を経て、こんな骨子が描けるのではないかということで整理していただきました。これについて、意見を伺いたいと思います。項目ですが、かなり大事な話しも出ています。情報の共有の部分でも、現状から一歩踏み込んで情報がきちんと伝わるにはどうするべきでしょう。今回の「かわら版」なんかは、その例で、この会からも、住民の皆さんが「条例づくりの委員会をやっているらしい」「できれば私にも参加させてほしい」と思えるよう、情報を積極的に出したいと思います。

職務代理者

前回の資料で示された条例の位置づけについて。当初、理念型とか手続き型とかありましたが、理念は総合計画に表されており、そして既にNPO活動促進条例もあります。今回の条例は、理念と促進条例の中間的なものとして位置づけるということだと思いますが違いますか。今、グループディスカッションのお話を聞きましたが、地区懇談会の結果と非常に共通しています。それは、具体的には河北で出たように、住民参加をしているのにうまくいかないという話し。各団体がやればやるほど壁に当たる。そこら辺の問題を考えると、「町民参加」はもはや住民の共通見解になっていて、これ以上「参加」と言い続けるのか、それとも後は皆さんが一歩前に出て、いっそのこと協働条例としてしまった方が良いのか。要するに行政と住民がどうやって協働していくかという条例にすればどうかと思います。総合計画の理念は議会の承認済みです。協働条例としてどうやって行政と住民とが協働するか。例えば地区懇で「ごみのポイ捨て」が出てきたじゃないですか。そうしたことに、ある程度具体的な支援をしながら、アク

ション的なものを並行してできないかということを思ったんです。ごみのポイ捨てという問題は北も南も共通して出ていました。ごみのポイ捨てを考えた時、コンビニ等への協力要請など、商工会や工業クラブといった関係との協働が出てきます。そして何とか、区会への協働も。役場と地域では区会との協働、それから商工会、工業会との協働も考えていかなければいけないし、あるいは教育委員会の関係でいえば、小学生、中高生に至るまでの教育も関係します。小さく見えることでも「ごみのポイ捨て」で何か協働ができないかと。結果、意識改革、構造改革を伴うと、そういうことじゃないでしょうか。協働条例とすると行政が変わる気がするんです。今までは「支援する」「応援する」「いや、ここまでですよ」。しかし、一生懸命やってもうまくいかないというぐらいならば。皆さんの意見を聞いてから、そういうことを思いました。町民参加をやればやるほど、そういう話が出てきます。参加は、やらなければいけないことだし、既に一生懸命やってはいるけれど。そういうことを感じましたね。

委員長

今の話は大事なことです。参加ではないという話ですね。この条例の一番大事なところは参加させるとか、させないとか、そういうところじゃなくて協働だと思うんです。協働というよりもむしろ住民主体でやっていくことの方も考えないといけないと思います。参加条例という表向きの名前に、愛称でもいいんですけれど、「元気な大口町条例」とか、もう少し考えないといけない。そうしてそこから中身を考えていくといいかとも思います。

骨子6番の、まちづくり活動の支援、ボランティア活動の推進というところで、私は、二つを結びつけてどうなるかということを考えました。協働の推進の方が本当なのではないかと。グループインタビューをしていただいて、支援する側される側というあたりで溝が生じていることが分かります。「参加しているのにどうして支援してくれないのか。どうして打ち切られちゃうんだ。」そういう話があります。協働という意味と支援、活動の支援という辺りが大事なところかなと思います。ただし、ごみのポイ捨てという個別の話まで踏み込むのかというと、それはどうかと思います。この条例は、ポイ捨てをどうするかというより、どちらかというと大口町のまちづくりの憲法というか、基本方針をどうするかということだと思うんです。基本的な考え方は総合計画に理念として書かれているという話ですが、これから総合計画は見直しをしていくわけですよね。首長が代われば変わっちゃう、そうではなくて、大口町として大口町らしい何か住民と行政と企業が、まち全体を生き生きとしたものにする考え方・やり方を示すものになるだろうと思います。ごみをどうしましょうということは、その先のごみのポイ捨て防止条例等の位置づけになってくると思います。

委員

参加条例は、行政に対して住民の皆さんがものを言うツールを整えましょうということ。現状として、参加(参画)という段階ではなく、個々にいろんな団体、NPO、地区の団体が動いていることを考えると、個々の関係をどういうふうにつくっていくか、関係をどうつないでいくのか、難しい言い方かもしれませんが、どうコーディネートしてより良い結果を生み出す方にもっていけるかということだと思います。コーディネート、いわゆる調整機能が求められているんじゃないでしょうか。情報公開や情報を受け止めることに加えて、単なる情報のやりとりだけではなく、想いを共有して、それをベースにいろんな立場の人が立場の壁を越えて解

決策を生み出していけるような、そうした調整機能が求められていると思います。

委員

まちづくり事業の協働という話がありました。私たちも協働事業の申請をしていますが、条例の中にいっぱい項目があっても、その行き先と目的が分かりにくいんです。「助成期間は3年間までですよ」と、それは、自立を求めているのか、離れようとしているのか、一緒にやろうとしているのか、行政としてどこを目指してやろうとしているのかが見えてこなくて、申請をして来年のことを考えると不安になります。どういうふうに行政と団体のつながりを目指しているのか、職員の人に聞いても、人によって話されることが違いますし、他の団体の方に聞いても違うんですね。条例をつくったとき、用語の意味するところとか、誰もが同じ認識で共有できるぐらい、少なくてもここにいる皆さんだけでも共有できるぐらいのものにしていかないといけないと思います。住民と行政と企業が得意分野を生かしあってつくっていくという、協働のルールとしてできると、活動もしやすくなると思います。

先日、グループインタビューで、まみーぽけっとに来ていただきました。「どうだった?」と聞いてみたら、「行政の人と近くで話ができて良かった」という感想が聞かれました。それから「意見の行き先と結果を公表してほしい」という意見が出ていました。どういう意見が出たというところから教えてほしいということです。例えば、「6月は意見を言う月間」のような期間を設定して、「この時期は皆さん意見があったらどうぞ!」みたいな試みもあると良いという意見もありました。

委員長

行政と町民、活動している人の間には壁があるというか、うまくすっと通じ合える関係ができると良いと思います。一方通行の情報発信ではなくて、いろんな場で、常に良好な関係でコミュニケートできるような形があれば、協働も進むのではないでしょうか。その辺をどういうコーディネートしていくかというルールをつくるのがこの条例だと思うんです。協働も見えにくいところがあります。「協働」と行政から言われると、「むっとする」いうところがあったりして、その辺でもうちょっとお互いの関係をうまくコーディネートできるようなルールブックのようになると良いと思います。基本的には骨子にあがっているような項目になるとは思うんですが、例えば、「参加の制度」が「協働の制度」になるとか。それから情報の共有もいいんだけれど、どうしてもたくさんの情報を持っているのは行政ですよね。行政が「公開しますよ」ということも一歩前進ではあるんですけれど、公開されたものが、きちんと届くかというとなかなか住民の皆さんには届かなかったりします。地区懇談会でも、総合計画を皆さん知ってはいても中身は読んでいない。強制するのはおかしいけれど、新しい総合計画ができたという情報がきちんと届いていないということ、これをどうするかという辺りが大事だと思うんです。

皆さん、それぞれの立場から会議に参加していただいています。骨子について、こんなところが抜けているんじゃないかとか、それぞれ感想や考え方をざっくばらんに聞かせていただきたいと思います。

職務代理者

条例と言う以上は、まちの法律だから縛りを伴う、すなわち義務が発生します。その義務が

行政にあるのか住民にあるのか、あるいは共立するのかということ。先程、ごみのポイ捨ての問題を挙げたのは、「これをやります」としたときに、では、商工会、工業クラブとの協働は何課がやるか、区会の関係は何課がやるか、犬の散歩、幹線道路、私道の問題、隣接自治体との問題、あらゆるものが発生したときに、どこが主体になるのか、どのように協働するのか、やっぱり住民と行政も意識改革とか、構造改革のしようがないですから、訓練をしていくために並走してそういうものに取り組んでみるということ、また条例的なものができたときの参考にならないかというものです。実際は、最終的にぶつかるところは、誰が、どこが、どうやってやる、その訓練が上層部にいるんじゃないかと思って申し上げました。ですから、条例にいろいろと押し付ける気はないですが、地区懇を通した実感としてです。条例の縛りはどこに持っていくんでしょう。

委員長

1基本項目の懇談会意見に、「具体的な方法、責務をうたってほしい」とあります。ここのと ころですね。縛りは行政にも住民にも成立するということになると、合意の上にそれぞれの縛 りができることを約束しますというのが条例です。今までは、どちらかというと行政が縛りを かける。行政が「つくっていいですね」と一方的に言って、それで済んでいるところがあると 思います。そして、行政が責任を持ってやりますということでやってきたんですけれど、参加 ではなくて協働でやりましょうということになると、住民の側にもそれなりの責務が発生する ということを自覚しなければいけないと思います。行政任せの条例なら、今までの住民参加条 例で済んでいくと思うんですけれど、大口町らしい条例とするならば、そこまで踏み込んだ条 例なんだろうと最初に思いました。条例をつくるにあたって、住民の皆さんと確認しあう中で つくるということで、かなり手間隙かけてやりだしたということです。理念は総合計画に書か れているということですが、ただ、その理念が浸透していない、だからごみのポイ捨ての問題 もそうですけれど、総合計画の理念を皆さんに伝えていきながら、こういう条例も合わせて必 要なんじゃないかということを確認しながら作っていくということです。住民の皆さんに「こ ういう条例だけれどもどうですか」と確認しながらつくっていくという、そういう意味では、 ごみのポイ捨て以上に大変なことをやりかけているのかなと思います。具体的に言わないと分 からないところもあるので、例えばごみの問題などを並行してやるという手もあるんだけれど、 それは大変です。あまり事務局に負担をかけてもいけないから。でも、一番の大問題を中村さ んに突きつけられたのかもしれないと思いました。条例は行政も住民も縛りがかかる、これを 約束してつくると。今回の条項には行政参加が入っています。大変なことをきちんと書いてく ださったと思うんですが、場合によっては行政改革に踏み込まないといけないかもしれないと 思います。やはり一方通行の情報共有が住民参加なので、「時間がかかってちっとも役に立たな い」と言われても仕方がないことなのかもしれないと思ったりしました。協働の条例というこ とにすると、お互いの役割をきちんと明文化しないといけないと思います。それを皆さん分か っていただいた上でつくらないとただの紙切れになってしまうような気がします。

委員の皆さんにも、感想でけっこうですから一言ずつ伺いたいと思います。

岡田さんはさっき言われたようなことですね。「4参加の制度」の辺りをきちんと内容を充実 させる。参加というよりも協働というようなことになってくると思うんですよね。そうすると 「6協働」の意味を支援ということではなくて、互いに要求したことがきちんと合意できて、 既に NPO 活動促進条例ができていますけれど、団体がそういうものを活用できるように地区の活動に対しても協働の仕組みができる。補助金も、区会みたいなところがあって、「こういうことをします。これだけのお金がかかるので、これは町の集めた税金から対応してください。責任を持って使います。管理運営します。」、そういう仕組みがつながってくると思うんです。一気にそこまでいくかどうかは分かりませんが、その辺までいかないと地域内分権をはじめ、大口町の総合計画で言っているような行政と団体の関係がきちんと機能するかどうか。そういうお互いに確認しあう条例だということだと思うんです。

委員

先程から活動団体との協働ということで、もっと活動しやすくなればいいとは思うんですが、活動団体はいろんな要望や希望を行政の各担当課へ日頃から伝えています。自分達の意見を申し述べやすい立場にある。活動団体の数は2万人前後の人口の中で、数パーセントに満たないんです。一方で、一番大変なのは住民の方で、例えば新住民と旧住民の間に何となく壁があるんです。私個人ではそれを破ろうとしているつもりですが、周りの方に聞いてみますと、それが厚い壁なんです。行政からの交付金は区に出され、また区費というものも区で集められます。自分達のコミュニティをいかにもっと住みやすくするための意見だとか、それを申し上げる場がないんです。現実的には住民一人ひとりの意見を取り上げることができないんですね。住民参加条例では、自分達がまちをよくするために意見を申し述べて、それが活かされたと実感できる、そういう条例が良いと思います。それを条項の中にどう織り込んでいくのかということを特に強く感じています。

「7その他」ところ、それから「3役割・責務」のところですが、住民は、議会のことをよく分かっていないと思うんです。議会が何をされているのか。年に数回議会だよりを出されていますが、それを読んだだけでは分からない。議会と条例の関係、それをどうしていくかということも重要だと思います。

委員長

以前、「参加の梯子」という話をしたと思いますが、梯子には10段階ぐらいあって、最初は、「知らしむべからず寄らしむべし」という行政任せの段階、それから広報を流したり、審議会をつくったりして住民の意見を取り入れていく、そういう参加の段階があります。この会議もその段階だと思うんです。審議会に町民の委員が加わって行うと。今回のグループインタビューで、「まみーぽけっと」なんかは、アンケート項目でも、「住民参加で計画をつくり…」「…実施するときは住民の主体性に任せ…」というところに意見が集っていますが、住民の皆さんは、そこまでの意識はなかなかありません。今までどおり行政に任せておいてもそれほど不満ではなくて済んできたと思うんですけれど、そういう方に参加だ、協働だといっても、簡単に全員がイエスということはなくて、合意が得られる条例をどう作るかという難しい壁があります。一気に住民主体でやっていくのは非現実的ですし、議会もきちんと機能しているということを前提にして、どの辺を見据えて参加条例をつくるのか、この辺りの難しさがあると思います。住民と行政の話しだけでなく、企業、あるいは商工会や工業クラブといったこの町内の法人に対しても参加していただくし、それに従っていただくということもあって、それも協働していただくときにとても大事になると思うんですが。

委員

地区懇談会に参加させていただいて思うことは、今回のグループインタビューの結果でもそうですが、皆さん意見を持っていらっしゃる。ただ、言う場が無いということです。声なき声をどうやって集めるかという話しがありましたが、地区懇談会に出ている人は、一応出るという意思を持っている方です。インタビューをした人も、実際に活動をやっている団体の構成員ですから、声が出ることは間違いないですよね。懇談会に出ない人でも、ひょっとしてインタビューをすれば、何かを持っているかもしれない。地区懇談会で事務局も「皆さんいろんな意見があるんだ。顔と顔を合わせてしゃべれば、心が通じ合えるんだ。」ということを感じられたと思います。町で何か責任を持って答えられるポジションの人達が、プロジェクトをつくって街頭インタビューをすれば、いろんな意見が集められると思います。これは冗談ですが。そういう意見を聞く機会、場をたくさんつくってあげられると良いのではないかという気がします。

条例については中村さんのお話を聞いて、私も参加条例というよりは、協働の条例の方が良いと思います。理念型か手続型かということですが、こんな言葉があるか分かりませんが「約束型」ともいえると思います。本来この条例は行政側の覚悟がなければできないので、町が意識改革をして、職員がびっくりするぐらいの約束をしてしまうと。「町はこんなことをやります。こうしたいために町はここまで頑張ってやりますから、ぜひ皆さん意見を言ってください。」という宣言をすれば、町民もそこまで町が覚悟しているなら何か協力をしようということになると思うので。先程の縛りという話しだと、まず町職員に対して「これだけの宣言をしてしまうからサービスを徹底しろよ」と。行政側できちんとやって町民に伝えれば「そこまでやるなら」ということにならないでしょうか。「約束型条例」、「宣言型条例」という、そんなところまでやらないといけないような気がします。

委員長

行政参加ということでは、この政策調整課は「覚悟しなくては」と思い出したんではないかという気がします。全庁をあげて住民の皆さんの声をきちんと聞きますと、「あれはあっちの課ですよ」としないで、まず話を受け止めて「それならこういうことです」という対応が庁内できちんと行き渡るようなことにつながる条例ですね。

委員

私が思うのは、やっぱり声を聞き出せない方の声をどう吸い上げるかが一番大事だと思うことです。声を出される方は、資料が出されて目を通されていますので、そうではない方の声の吸い上げ方が一番難しいんじゃないかと思います。

去年のことですが、お年寄りの方が、土曜日の朝、大口町のバスを利用しようと思って役場でバスを待っていても全然きません。「おかしいな」と思っていたら、若い子が来たので尋ねると、「今日は、土曜日だから朝はバスが来ないよ」と教えてもらい、慌ててタクシーを呼んだということでした。土曜日は、私の感覚ですと休日なんですけれど、失礼な言い方かもしれませんが、昭和1桁生まれ、もしくはそれ以前の方の感覚は、土曜日は月曜日から金曜日の方に含まれるそうです。私も役場の時刻表を見て、確かに運行表は月曜日から金曜日に変わっていたので、苦情を言われた方がお見えになったんだなと分かったんですけれど、意見を言っていただいた方には私も話ができますし、「優しい若い方が役場の前で教えてくれたんですよ」と聞い

て「そうなんだ」と納得したんですけれど、人の意見を聞くことは大切だということを思いました。また、私たちの仕事の関係でお話しを聞きに訪問すると、「父母は昭和1桁生まれなんで頑固なんですよ」という話をよく聞きます。先程と重複しますが、本当に考え方が変わってきまして、私たちもその場でジタバタしている状態です。

ある研修に参加したとき、たまたま「どちらからおみえになっていますか」と聞かれ、愛知 県大口町です。」と答えましたら「あのすごい大口町ですね」と。その方は三河の方だったんで すけれど。それから、知多でも「あの大口町なんですね」と言われ、大口町が大好きな私とし ては、すごく嬉しかったです。「そんなに大口町って有名なんだ」と思いながら帰ってきたので、 この条例も頑張っていけたらと思っています。

委員長

声無き声、いかに声を出せない人の声を拾うためにどうやっていったらいいか、皆さんのお 知恵を借りながら考えていきましょう。

委員

地区懇談会がすごく良かったと思っています。やはり壁を感じましたので「さくら屋」さんとか、みんなが気楽に集えるような場所に、条例のものとか、地域活動のものとか、地区懇談会をやっても、北と南の地域や住民の温度差があるので、そういうことも分かってもらえるようなところがあるといいと思います。「金助まつり」といっても、南の方では「金助、金助」と言ってるんですが、北の方では「誰、それ?」という人もあるんですね。知らない人も多いですから、そういうお祭とかあったら町をあげてという形をとってもよいと思いました。施設を建てるというわけではありませんが、「その場所に来たら何かがみえる」という場所を。住民の方からも「あなた、条例に関わっているんだって?」と言われることもあるんです。懇談会をやってから、皆さんの間に少し「条例っていうよく分からないものが動いている」というのがみえたようで、やはり福祉会館に見える方、図書館にみえる方、役場に入っていくのはちょっとと思われるでしょうから、皆さんが立ち見できたり、くつろげるような場所があって、そしてそこにイスがあったり、お茶なんか飲みながら、という場所があったらと思いました。

それからこういう会議をやると必ず、住民の声がどこかに行ってもたらいまわしになるという意見が出るんです。ですから、どこか一箇所、例えば地域振興課に電話すれば、その係りの人が聞いて、その係りの人がきちんと答える。「あちらへ行ってください、こちらへ行ってください」では疲れてしまうので。窓口があって、聞いた人がきちんと対応できる、それから用紙をわたして「書いて送ってください」ぐらいにしていただけると良いのではと思います。手続きが難しいと萎えてしまって、「もういいか」ということになってしまいます。「それほど不自由してないからいいか」と思ってしまう人もいると思うので、意見をきちんと受け止めて、受け止めた方がきちんと対応していただけたらと思います。こうしたことをきちんと条例の中に盛り込めればと思います。

委員長

「条例をつくってるらしい」ということが伝わりだしたという話は嬉しいですね。それがまずはスタートです。

それから、窓口をつくるということですが、最終的には、たぶんそういうことになるんでしょうけれども、どこかに行ってもそこの人がきちんと受け止めてくれて、対応し次に生かしてもらえる、つまり行政改革を伴わないとダメなんではないかと思うんです。「あそこに行けば」という窓口がきちんとあるのは、たらいまわしよりはいいんだけど、一辺行ったところから、またこっちへ行かなければいけないということもありますよね。そこで話がきちんとつながっていくような仕組みができると良いという気がするんだけど、これは具体的な行政改革です。さっき出された「条例は、むしろ役場の方が宣言をすれば良い」というのはとてもよい。行政参加、「行政がここまでやるから住民の皆さんも」という姿勢を示すだけでも、大分良い条例になるんじゃないかと思います。

職務代理者

それが、大森主幹が一番言いたいし、やりたいことなんですよね。楠さんが、議会の関係を言われましたが、私たちとしては「理念はもう議会も認めたでしょ」と、だから河北区のごみ処理のようなことですね、ああいうようなことをやらないと、住民は参加しても腹がくくれない。既に「参加、参加」でみんな下痢をおこしているんですよ。条例で法律ができたからみんなが守るということでもないと思うんです。先回、参加(参画)だけでなく協働の理念を盛り込むこと、第6次総合計画理念を条例で明確化して、NPO活動促進条例の上位に位置づけるということを、議会へも住民へも速報しては。

委員

声無き声というお話しがありましたが、声無き声の中には、子育て中のお母さんも入ると思います。「何がどこかでありますよ」といっても、小さいお子さんを持っていると身動きがとれないということがあります。声無き声を聞くということで、グループインタビューに来ていただいたのはすごく良くて、私が感じたことは、グループインタビュー中、「私たちだけじゃなくて、もっとお母さん達のお話が聞けたらいいのにね」という話をしていて、そのためにはどうしたらいいんだろうというときに、お母さんは、「何かしますよ、集ってくださいというのって、意外と子どものためのことならいいんですが、自分のためのことだとなかなかできない」ということです。わざわざ集めるということではなくて、「親子ふれあい広場」のように、お母さんが自然に集ってる場が必ずいろんなところにあるので、そういうところに来ていただく。別に話を聞きますではなくてもマイクを向ければ話をされるし、それぞれ思っていることはあるので、赴いて「どうですか?」と聞けばお話しをしていただけると思います。一度聞きたいと思っている方たちの、年齢層や行かれそうな場所など分析しながら動くといろんな人の意見が聞け、集めやすいと思いました。

委員長

具体的には、「親子ふれあい広場」に出かけていけば声が聞けるということでしょうか。そういう提案があるので、検討してみてください。「OH! TOWN プロジェクト」の皆さんなど、中心的に活動していらっしゃる人たちの意見も聞けると良いと思います。

委員

こういう条例をつくるというのは「まちがよくなる」ため、まちがよくなるというのは、「問題が解決されていく」ということじゃないかと思います。「何々をしたいんだけれども、どうしたら良いのか」との大まかに2つに分けられると思います。今はそれが、結局中に浮いてしまって、なかなか行き着けないということがあるので、私は骨子の中の「責務」という部分で、個人との関係や、区政の位置づけ、あるいは企業の位置づけという部分について、それぞれの役割の明確化をすることで、それぞれに対して問題解決をしていく手助けになるのではないかと思います。問題を解決していこうとしますと、「では誰がやるの?」ということになります。やはり、「私が責任を持ってやります」という部分がないと。そういった部分を条例の中で明確にしていくということも大切ではないかと思いました。

委員長

皆さんの意見を伺い、これから中身をどうしていくかという辺りで一番大事なところは、「協働」という話しと、行政がどういうふうな「宣言」をするかというようなところでしょうか。 ということで、実は今日の皆さんのお手元に条例策定の進め方の案をお配りしています。

まずは町長との懇談会です。いつもこの会議で町長が最初に話しをされるんですけれど、むしろ町長に「町長はどう思ってるんですか?」「こんな条例をつくってもいいですか?」ということを、ざっくばらんに聞くことができたらいいんじゃないかと思います。余り堅苦しくなく、町長の考えを、例えば協働についてどうするのか、行政はどこまで覚悟を決めるのかなど、直接聞いてみたい。そんなことができたらどうでしょうという提案です。

もう一つは、地方自治の権威である名城大学の昇先生に、全国の状況や、日本全体の行政の 仕組み自体が、財政を含めて大きく変わろうとしているので、そうしたお話しを聞ければと思 います。昇先生には、個人的にですが、この会議の顧問になってくださるように頼んでありま す。全国の他の自治体の動きや、地方自治がこれからどのように変わっていかざるをえないの かをざっくばらんに話をしていただく、あるいは委員の皆さんからいろいろと質問してそれに 答えてもらえるような懇談の場をつくってもらえたらと思います。

もう一つは、行政課との懇談としていますが、「役場はどうなんですか」ということです。こういう条例をつくるというか、条例の中身がさっきの話しのようになってきますと、行政も覚悟していただかないといけなくなります。あるいはもっと風通しをよくしていただかないといけない。さっきの、窓口でのたらいまわしなどが、現状だと思うんです。とりあえず行政課としたのは、区のコミュニティをどうしていくかを考えていると思うからです。

またそれと絡めて、町の職員、特に若手の皆さんが、どう思っていらっしゃるかが知りたい。これは懇談会ではなくて、庁内にワーキンググループみたいなものをつくっていただくとか、事務局辺りが音頭とりになっていただいて、「参加条例、協働条例をつくろうとしているけれど、どう思う?」というような、どんな理解を示していただけるのか、それこそ協働に対して積極的に捉えてくれているのかどうか、その辺が、一つ大事な決め手だと思うんです。そうじゃないと紙切れになってしまう可能性があるので。行政の特に若手の皆さんがどんな理解をしているのか、聞きたいというよりは、行政の中で理解していただきたいというのが本当のところです。私たちと一緒に話をするのは難しいかもしれませんが、どうしたら良いかは、事務局の皆

さんと考えたいと思いますが。

この4つぐらいをまずは行って、一方で、条例の意見を聞きながら、そして中身を詰めなが らという、幾つもを同時並行で進めることになるんですが、どうでしょうか。

主幹

町長との懇談会は、スケジュールが合えば可能だと思います。

課長

町長との懇談については、むしろ私たちが町長と話しをするよりも、直接皆さんとお話しをしていただいた方が理解しやすいと思います。それから昇先生との懇談についても、実現できるなら行いたいと思います。行政課との懇談ですが、区長は行政区の中で選ばれた代表なんですが、2年前からそういう人たちも町の非常勤特別職としてお願いしています。町の職員としての守秘義務が伴うという位置づけを明確にしたということなんですが、区の地域内の自主的な組織への干渉ではないかという捉え方がありまして、かなりもめたことがあります。内容にもよるんですが、慎重に進めたいというのが過去の経験から感じています。それから職員が参加条例についてどう思っているかということで、特に若い職員ということですが、そういう組織がありまして、25日にも企業の方を講師に呼んで勉強をするようです。そういったところで話をしていくというのはできると思います。

それから、後2つほど。まず議会の関係ですが、首長と議会は双方に牽制し合うことになるわけですけれど、首長は議会を解散できるし、議会は町長に対し不信任案の可決とか信任案の否決ということで、リコールできるわけですが、そういう牽制の中で、町長が提案する条例案の中に議会を位置づけてしまうことは難しい面があります。議員定数の改正も、町長からの提案ではなくて、議会が自ら提案して議会で意思決定をしたという手続きがありますので、町長提案の条例の中で、いろいろと議会の性格づけができるということではないことを理解していただきたいと思います。後、たらいまわしの話がでましたが、本当にありますか。これは行政の制度の問題ではなくて、職員の資質の問題として、あるとすれば職員にきちんと自覚させる必要があります。

委員

庁舎が3つに分かれていますよね。引っ越してきて転入された方も、ここに行けば全て手続きが済むだろうと思っておみえになる方もいらっしゃると思うんです。ところが実際には、福祉課、健康課、教育課と、それをたらいまわしと認識するかどうかはその方の問題だけれども。

課長

総合窓口という考え方もありますが、それぞれの制度が今非常に複雑なんです。申請するに も所得制限があったりですとか。

委員長

国の制度が縦割りになっているということがあって、それを末端のところでどうつなげるか ということだと思います。行政も問題点がいろいろあって大変だと思うんですけれど。

課長

根本的にオールマイティに処理をするということは難しいことです。税務課のような仕事から、財産である個人の土地と道路の境界を決める仕事、ごみ処理など、一つの窓口でオールマイティにやろうとすれば、表面的な話はできても、個々の話になると、かえってやり直しということになってしまいます。

職務代理者

一昨年の3月に先生がみえて職員研修をやられましたね。あれ以降、役場でのアクションは何かありましたか。

主幹

従来の行政運営を経営の視点から見直すと総合計画で位置づけていますので、初年度すぐ、 まずは経営という発想から経営計画書をつくりました。その計画も段々と精度を上げていかな いといけないということで、今ようやく PDCA のサイクルをまわそうというところです。

課長

今、各課で20年度の目標を立て、所属別の経営計画書と、事業別の経営計画書を出してもらいました。去年の秋から行っていますが、結局、目標の設定というのが十分にできなくて、今もやり直してもらっています。

主幹

経営者は全体の予算がみえないといけないという発想から、経営会議という幹部会議をすぐに設置しました。役場に入ると、「経営の基本」という紙が全部の課に貼ってあります。そういう感覚を持って仕事をしようというところです。実務では、去年は部で1枚、課で1枚計画書を作ったんですが、今年は、事業別の計画書ということで事業ごとにつくっています。まだ全事業というところまではいってないですが。

委員

企業だと、QCとか、CSというのをやります。お客様の満足度を高めるために。

職務代理者

余り企業のことを言えないと思っています。万博プロジェクトの彼らのあの働きっぷりは、 企業を超える。今そのメンバーが別の部署へ分散していますよね。

主任

そうですね。先程課長から話しました組織というのは、主査以下に限って、有志18名程で勉強会をつくって定期的に開催しています。発起人の想いは、それぞれ同世代の職員が各課に分かれて仕事をしているけれど、縦割りの中で相互のコミュニケーションがとれないんです。 仕事の中でとれないのであれば、仕事外のところで情報交換をしあったりだとか、意見を求めたりだとか、ざっくばらんに話し合える場をつくっていこうというものです。

職務代理者

万博プロジェクトのことを思い出すと、企業の若手どころじゃないぐらいのすごい働きっぷりだったんです。あの人達から聞く限りは先生も満足のいく答えがかえってくるのではないかと思います。

委員

条例が形づくられていく中では、たぶん最大の抵抗勢力は部長、課長なんです。最終的には、 部長、課長に2度3度と話しをしないと、意識改革をしようにも、部長、課長の意識が変わら なければ絶対にできませんので。

委員長

その辺の地盤固めとして、若手をひきつけておきたいということですね。若手の皆さんが、 どの辺が難関だと思っているかということと、先程皆さんの意見についても賛成してくれるだ ろうと思いますが、こうした条例ができることを良いことだと思うかどうか、まずそこを確認 したい。その上で、段々上の方へ理解を深めていくのにどういう手を打ったらいいのか、この 委員会としてどうしたら良いのかということだと思います。

課長

部長レベルで組織する経営会議が月に1回ありますので。

委員長

いずれはそこと懇談をするというところに持っていかないと。

課長

もしくは、部長に来てもらって話しをするということはできると思います。

委員長

やっぱり順を踏んでいかないといけません。

課長

職員というよりもむしろ町長の了解を得られなければなりません。

委員長

そうですね。町長には、皆さんも聞きたいことがたくさんあると思うので、懇談できると良いと思います。

課長

それから、昇先生との懇談も骨子をつくる前に意見を聞けると良いと思います。

委員長

早い段階で、少なくとも今年度中には、そうした場をつくっていただけるよう事務局からきちんと要請していただいた方が良い。

今思ったことは、行政の仕組みや構成が余り分からないので、どういう部署があってどういう仕事をしているのかレクチャーをしていただければと思います。先程の行政改革の話と絡んで、条例づくりに対してもその辺が分かっていないといけません。行政課は地域内分権との関連で挙げたんですけれど。

委員の皆さんは、町長や昇先生との懇談会についてはよろしいでしょうか。スケジュールの 都合もあるでしょうが、できるだけ皆さんに会っていただければと思います。

(異議なし)

それではそういうことで進めてください。グループインタビューについても、OH!TOWNプロジェクトにもお願いするということで増えましたけれど調整していただいて。都合がつけば渡しもぜひ参加したいと思います。他の委員の皆さんも参加できるかは別として、なるべくこの日にやりますという連絡をしていただきたいと思います。まとめて整理されたものより、生の声を聞いた方が色々と伝わると思うので。

職務代理者

今日、骨子が出されましたけれど、先回大森主幹がまとめられた条例の位置づけですね。これは決まったこととして進めてよろしいですか。

委員長

そう思っています。

それでは、次回の委員会の日程を決めたいと思いますが。

課長

次回は、町長、昇先生との懇談会の後が良いと思います。懇談の結果を踏まえて、骨子までまとめられるかどうか分かりませんが、叩き台としてお出しできればと思っております。今年度中にもう一回開催させていただきます。

委員長

皆さんに昇先生のプロフィールをお伝えしてください。それから、進み具合が最初の頃と大分ずれてきていますので、改めてスケジュールづくりを。あまり厳密なものは、こういうやり方なのでつくれないと思いますが。

主幹

第4回の時にかなり変更したスケジュールを作らせていただきましたが。

委員長

皆さんにプロフィールと一緒に送っていただければと思います。それから、3月にシンポジウムかフォーラムをやりましょうという提案があったと思います。町民の皆さんにお知らせす

るには良い機会ですので、3月というわけにはいかないと思いますが、できれば4月か5月ぐらいに開催しても良いかと思いますが。

課長

来年度、講演会を開催する予算要求をしています。骨子ができた段階で、地区をまわった後に、PRを兼ね、多くの人に、住民参加の認識を深めていただきたいと考えています。

それでは、次回は、町長の懇談会と昇先生の懇談会を調整した後に改めて調整させていただきます。

委員長

それでは、閉会といたします。今日は、大変良い意見を出していただきました。長時間にわ たりありがとうございました。